

長野市 犯罪被害者等支援 ハンドブック

令和8年度版



長野市地域・市民生活部人権・男女共同参画課

FEEL NAGANO, BE NATURAL

この街で、わたしらしく生きる。長野市



目 次

1	はじめに	3
2	犯罪被害者等支援の流れ	4
	途切れない犯罪被害者等支援	5
3	各相談窓口について		
	(1) 長野市「総合的対応窓口」	6
	●主な手続きの窓口一覧	7
	(2) 長野県、警察の相談窓口	13
	(3) その他 関係機関の相談窓口	14
4	犯罪被害者等給付金について		
	(1) 長野市犯罪被害者等給付金	15
	(2) 長野県、国(警察)の給付金	16
5	犯罪被害に ^あ 遭われた方		
	・支援者のためのポータルサイト	16





はじめに

誰もが、いつ犯罪の被害に遭^あうかわかりません。

犯罪による被害を受けると、命を奪われる、家族を失う、けがを負わされる、といった直接的な被害だけでなく、心にも深い傷を受け、すぐに回復することは難しくなります。さらに、家庭や職場の問題、経済的な困窮や住居など生活上の問題が生じるほか、捜査・裁判への対応を求められ、加害者からの再被害、周囲の人からの心無い言動により「二次被害」が生じることがあります。

このような状況に置かれた、犯罪被害者等には、関係する公的機関や団体のほか、事業者や市民の皆さんの支援が必要であり、社会全体で支えていく必要があります。

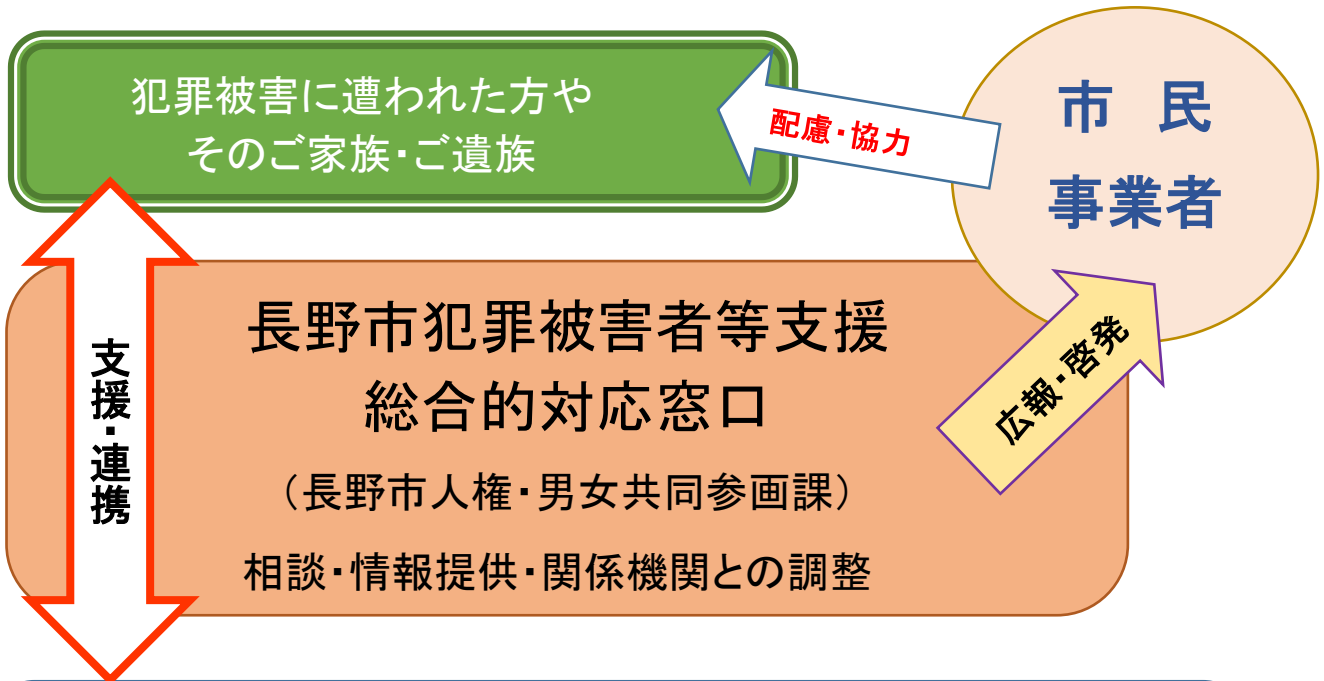
犯罪被害に遭^あわれた方の支援に向けて、
このハンドブックを活用いただければ幸いです。





2 犯罪被害者等支援の流れ

犯罪等の被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族が、安心して暮らすことができるよう、長野市と関係機関等が連携して支援を行います。



- 長野県、長野県警察(警察本部、各警察署窓口)
- NPO法人長野犯罪被害者支援センター
- 長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」
- その他関係機関 法テラスながの、弁護士会などの法的機関



～途切れのない犯罪被害者等支援～

※ 〇内は機関・団体又は制度の所管府省庁

※ 赤字：基本的に金銭の形での支払

※ 記載の制度等は一例であり、一部の自治体が導入しているものも含む。

「被害者の手引」交付
付添支援
刑事手続等の説明
被害者連絡制度
カウンセリング
再被害防止措置

公費負担制度
カウンセリング費用
一時避難場所宿泊費用
ハウスクリーニング費用
緊急避妊等に要する費用
犯罪被害者等支給制度
国外犯罪被害者慰金等支給制度

被害者等通知制度
記録の閲覧・謄写
被害回復給付金支給制度
被害者参加制度
損害賠償命令制度
刑事和解制度

被害者等通知制度
意見等聴取制度
心情等聴取・伝達制度
作業報奨金の賠償充当

精通弁護士紹介
国選被害者参加弁護士
被害者参加旅費等支給
民事法律扶助
人権相談

委員
人権擁護委員 民生委員・児童委員

【警察庁】
見舞金制度
公営住宅優先入居
民間賃貸住宅入居支援
転居費用助成
家賃補助

【厚生労働省】
自立支援給付
傷病手当金
埋葬料（葬祭費）
障害年金
遺族年金
失業等給付

【国土交通省】【厚生労働省】【総務省】
見舞金制度
公営住宅優先入居
民間賃貸住宅入居支援
転居費用助成
家賃補助

【警察庁】
警察
#9110 #8103

【警察庁】
犯罪被害者
等早期援助
団体等
0570-783-554

【法務省】
矯正施設
保護観察所等
0120-079714
0570-003-110

【内閣府】
性犯罪・性暴力
被害者のための
ワンストップ
支援センター
#8891

【法務省】
検察庁等
#9110 #8103

【厚生労働省】【内閣府】
女性相談支援センター
#8778
配偶者暴力相談支援
センター
#8008

【法務省】
法テラス
法務局
0120-079714
0570-003-110

【厚生労働省】
児童相談所
教育機関等
0120-189-783
0120-0-78310

【厚生労働省】
公共職業安定所
#9110 #8103

【厚生労働省】
医療機関
0120-189-783
0120-0-78310

犯罪被害者救済基金
日本財団
0120-189-783
0120-0-78310

【厚生労働省】
医療機関
0120-189-783
0120-0-78310

奨学金給付
<犯罪被害者救済基金（基金）>
<日本財団（預納付金）>

【厚生労働省】
医療機関
0120-189-783
0120-0-78310

社会保障制度等

【厚生労働省】
【子ども家庭庁】【文部科学省】
【国税庁】【総務省】

警察庁資料



3 各種窓口について

(1) 長野市「総合的対応窓口」

もし、あなたや身近な人が犯罪被害に巻き込まれてしまったら…



一人で悩まないで相談してください。

あ
犯罪被害に遭われた方やそのご家族、ご遺族が、一日も早く日常生活を取り戻すことができるよう、早期支援を行うための相談窓口を設置しています。

犯罪被害者等の支援には、地域や職場、学校など身近な人の理解と支えが必要です。ご協力をお願いします。

相談先 長野市犯罪被害者等支援「総合的対応窓口」
電話 026-224-5032
 ※電話または窓口でお受けします

場 所 長野市役所 地域・市民生活部 人権・男女共同参画課内
 長野市大字鶴賀緑町1613番地 第一庁舎4階

時 間 平日午前8時30分～午後5時15分(年末年始を除く)





● 主な手続きの窓口一覧

◇こころの健康

相談内容	制度・取組・サービス内容	担当窓口
(1)保健師・精神保健福祉士による相談支援	被害者本人やその家族等の心身の不安や不調、それに伴う生活上の困りごとに対して、相談支援を行い、必要に応じて、関係機関と連携した支援を行います。	長野市保健所健康課 026-226-9965 (こころの相談専用電話 026-227-4455)
(2)医療相談窓口	医療に関する患者・市民の苦情、相談に対応し、助言や情報提供を行います。	長野市保健所総務課 026-226-6000 9:00～11:30、13:00～16:30

◇性犯罪・DV・ストーカー被害

相談内容	制度・取組・サービス内容	担当窓口
(3)女性保護	関係機関と連携した保護、住宅支援、就労支援など行います。	こども総合支援センター 026-224-7062
(4)女性のための相談	男女共同参画センターにおいて、専門の女性相談員が常駐し、女性特有の様々な問題について相談を受け、課題を整理しながら必要に応じて情報提供や他の専門機関の紹介を行います。	長野市男女共同参画センター（勤労者女性会館しなのき内） 電話・面接相談 (面接は前日までに要予約) 026-237-8778 月・火・木・金曜日 9:00～16:00 水曜日 12:00～19:00 (16:00以降は電話相談のみ) 祝日・年末年始除く
(5)女性弁護士による法律相談	女性の権利全般に関し、女性弁護士が相談に応じ、解決のためのアドバイスを行います。	長野市男女共同参画センター（勤労者女性会館しなのき内） 毎月第2水曜日 10:00～12:00 前日8:30より電話で要予約 予約先 026-237-8303





◇住まい

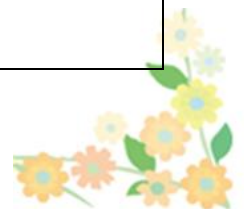
相談内容	制度・取組・サービス内容	担当窓口
(6)市営住宅への入居	犯罪被害者及びその家族、またDV被害者に対し、その優先区分を設定されて募集している住宅へ申し込みをした場合に、優先入居を行います。	住宅課 (管理担当) 026-224-7427

◇届出

相談内容	制度・取組・サービス内容	担当窓口
(7)住民基本台帳事務におけるDV等支援措置	ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の相手方が、住民票の写しや戸籍の附票の写し等の交付制度を不当に利用して、住所を探索することを防止します。	市民窓口課 (住民記録担当) 026-224-7949

◇子育て・学校

相談内容	制度・取組・サービス内容	担当窓口
(8)児童相談所と連携した子どもの養育相談	18歳未満の子どもに関する専門の相談機関である児童相談所と連携・協働し、子どもの健やかな育ちのための相談や家族援助を行います。	こども総合支援センター (下記以外の地区の方) 026-224-7062
(9)子育て短期支援事業	保護者の病気や妊娠出産、家族の介護、冠婚葬祭等のため家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等において児童を一定期間預かり、養育します。(7日以内)	福祉政策課篠ノ井分室(篠ノ井・松代・川中島・更北・信更・大岡地区の方) 026-292-2593
(10)母子・父子自立支援員によるひとり親家庭の自立に向けた相談支援	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の自立に必要な情報の提供や相談支援を行うとともに、関係機関等と連携し、職業能力の向上や求職活動に関する支援を行います。	子育て給付課 (下記以外の地区の方) 026-224-5031 福祉政策課篠ノ井分室(篠ノ井・松代・川中島・更北・信更・大岡地区の方)
(11)母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内	ひとり親家庭等になった場合、母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の案内と情報提供を行います。	026-292-2593
(12)児童扶養手当	要件に該当するひとり親家庭等で子どもを養育する方に支給します。	
(13)こども・若者に関する相談・支援	育児の悩み、発達、いじめ、不登校、虐待、貧困等、こども・若者に関するあらゆる相談に専門の職員が応じます。	こども総合支援センター 「あのえっと」 0120-783-041





相談内容	制度・取組・サービス内容	担当窓口
(14)保育所等の保育料に関する相談	保育料の納付が困難な方に対し、分割納付等の相談に応じます。	保育・幼稚園課 026-224-8032
(15)ファミリー・サポート・センター事業	子育ての手助けが必要な家庭が依頼会員として登録し、支援提供会員による有償での援助を行います。	
(16)民生委員・児童委員による相談支援	被害者本人やその家族等からの生活上の困りごと等に関する相談への対応。相談内容に応じた、関係機関へ引き継ぎます。	福祉政策課 026-224-5028
(17)福祉医療費給付金の支給	18歳年度末までの子どもや、障害者(児)、ひとり親家庭などの経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担分の一部、または全部を支給します。	
(18)アウトリーチ支援員によるひきこもり相談支援	ひきこもりを含めた生活全般の悩みや、経済的な困りごとなどの相談について、電話や来所、訪問による支援を行います。	福祉政策課 (社会福祉協議会 まいさぼ長野市 026-219-6880)
(19)児童生徒への相談支援	犯罪被害者等となった児童生徒についてスクールカウンセラーおよびスクールメンタルアドバイザーによる相談支援を行います。(県教育委員会からの派遣)。	学校教育課 026-224-5063 高等学校については県教育委員会事務局 高校教育課 026-235-7428
(20)教育支援センターの設置	不登校や不登校傾向にある児童生徒に対して情緒の安定、集団生活への適応、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等を図り、社会的自立に向けた支援を行います。	

◇介護

相談内容	制度・取組・サービス内容	担当窓口
(21)介護保険料に関する相談	介護保険料(普通徴収)の納付が困難な方に対し、分割納付等の相談に応じます。	介護保険課 026-224-7991
(22) 地域包括支援センターによる相談支援	高齢者等の状況に応じて、相談、訪問等の支援を行います。必要に応じて、関係機関と連携した支援を行います。	地域包括ケア推進課 (中部地域包括支援センター) 026-224-7174





◇障害

相談内容	制度・取組・サービス内容	担当窓口
(23)障害福祉に関する相談	障害福祉サービス等の利用を希望する方に、必要な情報提供や手続きの支援を行います。	障害福祉課 (23)相談支援担当
(24)障害に関する手当の案内	条件に該当する方へ、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当の説明と手続きの案内をします。	026-224-8730 (24)(25)(26) 手帳・手当担当
(25)障害者手帳の交付案内	障害者手帳(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳)の取得を希望する方への申請手続きの案内。また、手帳を取得した場合に利用できる各種制度の案内をします。	026-224-5030 育成医療については 長野市保健所健康課 026-226-9963
(26)自立支援医療(更生医療・精神通院・育成医療)受給者証の交付案内	要件に該当する方の医療費を、一部公費で負担します。	

◇生活困窮

相談内容	制度・取組・サービス内容	担当窓口
(27)生活保護に関する相談	生活保護制度の相談への対応。	生活支援課 (下記以外の地区の方) 026-224-7529 福祉政策課篠ノ井分室(篠ノ井・松代・川中島・更北・信更・大岡地区の方) 025-292-2593
(28)生活困窮者自立支援	生活困窮者自立支援法に基づき、相談支援員が相談者の課題を把握し、相談の状況に応じて支援計画を立てながら支援を行う。	生活支援課 社会福祉協議会 まいさぼ長野市 (長野市社会福祉協議会)
(29)相談者の状況に応じた支援プラン、ハローワークへ同行支援	就労支援員が支援者のアセスメントを踏まえ、必要に応じて公共職業安定所等へ同行支援を行う。	026-219-6880





◇国民健康保険・後期高齢者医療

相談内容	制度・取組・サービス内容	担当窓口
(30)国民健康保険、後期高齢者医療保険にかかる保険料の減免	保険料の納付が困難な方に対し、納付の相談に応じます。	国保・高齢者医療課 賦課担当 026-224-5025 収納担当 026-224-7260 高齢者医療担当 026-224-8767
(31)国民健康保険、後期高齢者医療保険の第三者行為に係る届出	第三者からの行為によって傷病を受けた場合に保険を使うための届出・手続きについてご案内します。	国保・高齢者医療課 給付担当 026-224-7225 高齢者医療担当 026-224-8767
(32)DV被害者の国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入	DV被害により住民票を異動できない被害者に対して、避難先の住所地での国民健康保険への加入、資格確認書の交付 後期高齢者医療資格確認書の送付先変更	国保・高齢者医療課 賦課担当 026-224-5025 高齢者医療担当 026-224-8767
(33)高額療養費の支給	1か月に負担した医療費の合計額が自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を高額療養費として支給します。	国保・高齢者医療課 給付担当 026-224-7225 高齢者医療担当
(34)葬祭費の支給	国民健康保険・後期高齢者医療保険の被保険者が亡くなった場合、葬祭を行った方に支給します。	026-224-8767

◇自立支援

相談内容	制度・取組・サービス内容	担当窓口
(36)自立支援医療(精神通院)、受給者証の交付案内	要件に該当する方が、精神科に継続して通院する場合の費用を一部公費で負担します。	障害福祉課 026-224-5030 ほか福祉政策課篠ノ井分室、長野市保健所健康課、各保健センター、信州新町支所、中条支所
(36)市内での就職を希望する求職者を対象とした就職相談	ハローワーク等とも連携し、職業相談員による相談を通じて状況に応じた就労支援。	商工労働課 026-224-5041





◇年金

相談内容	制度・取組・サービス内容	担当窓口
(37) 国民年金に係る保険料の免除	保険料の納付が困難な方に対し、免除申請への対応をします。	国保・高齢者医療課 国民年金室 026-224-5026
(38) 遺族基礎年金等の受給相談	遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時金、未支給年金の受給相談への対応をします。	
(39) 障害基礎年金の受給相談	障害基礎年金の受給相談への対応をします。 (要予約)。	

◇税金

相談内容	制度・取組・サービス内容	担当窓口
(40)市税等の納税相談	状況等に応じた納税に関する相談への対応	収納課 026-224-7664

◇消費生活

相談内容	制度・取組・サービス内容	担当窓口
(41)消費生活相談	契約のトラブル、悪質商法など、消費生活に関する相談への対応を行っています。	市民窓口課(長野市消費生活センター) 026-224-5777

◇人権

相談内容	制度・取組・サービス内容	担当窓口
(42)心配ごと悩みごと人権相談室	常設型人権相談(電話・面接) 月・水・金曜の午後1時～5時 相談員3名の輪番制 長野市中央隣保館に設置 暮らしの中で生ずる人権問題の相談を行う。 家庭内のこと、お子さんのいじめや体罰のこと、セクハラ、DV、隣近所とのもめごとなど、解決できずに悩んでいることなど、経験豊富な専任の相談員が相談をお受けします。	長野市中央隣保館 026-223-2220





(2) 長野県・警察の相談窓口

●長野県「犯罪被害者等総合支援窓口」

相談内容	相談窓口	開設時間等
犯罪の被害により生じたお困りごと相談	長野県県民文化部 人権・男女共同参画課 電話:026-235-7106	平日(月～金) 9時00分～16時30分 (祝休日、年末年始12月29日～1月3日を除く)
児童虐待・DVに関する相談	長野県児童虐待・DV24時間 ホットライン 026-219-2413	毎日(24時間)

●長野県警察 (緊急の事件・事故は110番)

相談内容	相談窓口	開設時間等
警察所管業務に関する一般相談	長野県警察本部警務部広報県民課 警察安全「総合窓口」 電話:026-233-9110 プッシュ回線からは#9110	毎日(24時間) 相談窓口(音声ガイダンス) 平日(月～金)8時30分～17時15分 ※夜間・休日は当直職員対応
性犯罪に関する届出、悩みなどの相談	長野県警察本部刑事部捜査第一課 性犯罪ダイヤルサポート110 0120-037-555 性犯罪被害相談電話(全国共通番号) #8103(ハートさん) プッシュ回線	毎日(24時間) 8時30分～17時15分 相談担当女性職員が対応 ※夜間・休日は当直職員対応
不登校やいじめ問題、家庭の問題など少年・少女に関する悩み事の相談	長野県警察本部 生活安全部生活安全企画課 少年相談窓口 「ヤングテレホンコーナー」 026-232-4970	毎日(24時間) 各警察署・交番・駐在所 夜間・休日は当直職員対応 ※面接相談は原則として電話申し込み
暴力団による困りごとに関する相談	長野県警察本部組織犯罪対策第二課 暴力追放ダイヤル 電話:026-235-1224	毎日(24時間) ※夜間・休日は当直職員対応
犯罪被害給付制度に関する相談	警察本部警務部広報県民課 犯罪被害者支援室 電話:026-233-0110	土・日・祝日を除く 8時30分～17時15分
警察署(長野市内)	長野中央警察署 026-292-0110 長野南警察署 026-244-0110	毎日(24時間) ※夜間・休日は当直職員対応





(3) その他 関係機関の相談窓口

定特定非営利法人認定特定非営利法人 長野犯罪被害者支援センター

相談電話 026-233-7830 10:00~16:00(土、日、祝日を除く)

犯罪被害者の方からの電話相談、面接相談や犯罪被害者等給付金の申請補助、弁護士・医師・臨床心理士などの専門家による相談、警察・裁判所・病院などへの付き添いなどの支援活動を行っています。

性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」

相談電話 026-235-7123 (24 時間ホットライン) ・#8891

本人の意思に基づかない、望まない性的行為(性暴力)によって被害にあわれた方や、AV出演被害にあわれた方をワンストップで支援します。専門の研修を受けた支援員が相談をお受けし、被害にあわれた方の意思に基づき、支援をコーディネートします。また医療機関、弁護士、カウンセラーなどの関係機関と協力し、被害にあわれた方を支援先につなぎます。

性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」
026-235-7123 (24 時間ホットライン) ※通話料有料
#8891 (はやくワンストップ) (全国共通短縮ダイヤル) ※通話料無料
(NTT ひかり電話からは、0120-8891-77 にお掛けください。)

日本司法支援センター 法テラス長野

犯罪被害者支援ダイヤル 0120-079714

犯罪の被害にあわれた方やその家族に対し、刑事手続きへの適切な関与や、損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度、犯罪被害者等支援団体等に関する情報の提供を行い、内容によっては犯罪被害者等支援の経験や理解のある弁護士を紹介します。

交通事故相談所

直通 026-235-7175

交通事故被害者やその家族等の損害賠償、その他交通事故に関連する相談に対する助言、指導および関係援護機関への斡旋等切なアドバイスを行うため、県内3ヵ所に「交通事故相談所」を設けています。



4 犯罪被害者等給付金



犯罪被害に遭^あわれた被害者等（家族、遺族を含む）への支援として、国、県、市町村には犯罪被害者等の給付金制度があります。

(1) 長野市犯罪被害者等給付金

犯罪被害者等支援金

- 対象となる犯罪：殺人、強盗致死、障害、危険運転致死傷などの故意犯
- 対象となる方：当該犯罪行為が行われたときに市民であった方
 - (1) 遺族支援金（30万円）：犯罪行為により亡くなられた方の遺族（※）

（※）遺族とは次の①から⑥までの遺族のうち、続柄の前の数字が最も小さい第1順位遺族をいいます。①配偶者（事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者、及び性的少数者のパートナーを含む）、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹
 - (2) 重傷病支援金（10万円）：犯罪行為により重傷病を負った被害者ご本人

犯罪被害者等日常生活支援助成金

民間または公共サービスを利用した際の費用の一部を市民に助成します。

- 対象となる犯罪：殺人、強盗致死、障害、危険運転致死傷などの故意犯
過失運転致死傷などの過失犯
- 対象となる方：犯罪被害者、その遺族及び家族（※）

（※）遺族や家族とは、配偶者（事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者、及び性的少数者のパートナーを含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹をいいます。



日常生活支援内容	助成金 ※いずれも上限
家事、育児及び介護サービス	5,000円／時間（72時間）
配色サービス	1人1,000円／日（30日）
一時保育利用	2,300円／回（10回）
転居費用	200,000円／回（2回）
カウンセリング費用	5,000円／回（10回）
報道対応	230,000円
弁護士相談	10,000円／回（5回）

「長野市犯罪被害者等支援条例」令和6年1月1日に施行





(2)長野県、国(警察)の給付金

<p>長野県 長野県犯罪被害者等見舞金</p>	<p>生命、身体への被害を受けた犯罪被害者等が被害後に直面する経済的負担を軽減し、早期回復を図ることを目的とし、犯罪被害者遺族又は犯罪行為により重症病を被った方に対し、県が見舞金を給付します。</p> <ul style="list-style-type: none">・遺族見舞金・・・60万円 (犯罪行為によって死亡した方の第1順位のご遺族に給付)・重傷病見舞金・・・20万円 (犯罪行為によって負傷又は疾病を負った犯罪被害者本人に給付)	<p>長野県 県民文化部 人権・男女共同参画課 026-235-7106 (平日 9時～16時30分)</p> 
<p>国(警察) 犯罪被害者等給付金</p>	<p>犯罪行為により亡くなられた被害者の遺族の方や、障がいが残ることとなった被害者の方、長期の入院治療を余儀なくされた被害者の方に支援することを目的として、国が支給する制度です。</p>	<p>長野県警察本部警務部 広報県民課 犯罪被害者支援室 026-233-0110(代表)</p> 

5 犯罪被害に遭われた方・支援者のためのポータルサイト

チャンネル
ギュっとCH



詳しくは警察庁ホームページをご覧ください



<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/portal/index.html#gsc.ta>



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
ギュっとちゃん